

広 個 審 第 8 号
平成 1 7 年 6 月 1 5 日

広島市長 秋 葉 忠 利 様

広島市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三

保有個人情報を開示しないこととする決定に係る異議申立てに
対する決定について（答申）

平成 1 7 年 2 月 3 日付け広社原第 1 0 8 号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第 2 号関係）

答 申 書

平成17年2月3日付け広社原第108号で諮問のあった事案（諮問第2号で受理）について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

実施機関の不開示決定は、これを取り消し、開示すべきです。

2 異議申立ての趣旨

平成16年10月29日付けの異議申立ての趣旨は、異議申立人が同年8月31日付けで行った、亡き母親の原爆症認定に係る認定申請書、その添付書類、認定決定、その他関連する文書の開示請求に対して、実施機関が広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」といいます。）に基づき同年9月14日付け広社原第710号で行った不開示決定の取消し及び開示を求めるといふものです。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び平成17年3月14日付け意見書での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。（なお、異議申立人は、口頭意見陳述の申出をしませんでした。）

- (1) 異議申立人の母親の、本件開示請求に係る個人情報、同人の個人情報であるとともに、原爆放射能の遺伝的影響を免れ得ない同人の実子である異議申立人の健康状態にかかわる異議申立人自身の個人情報でもあります。
- (2) 原爆放射能の遺伝的影響は、社会通念上、周知の問題として認知されており、実施機関の発行している「原爆被爆者対策事業概要」と題する冊子の記述や、実施機関自身が「被爆二世健康診断」事業に取り組んでいることから明らかです。

- (3) 仮に本件開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれていても、条例第13条（裁量的開示）を適用し、本件保有個人情報を開示すべきです。

4 実施機関の主張の要旨

判断説明書及び平成17年4月19日付け意見書による実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。（なお、実施機関は、口頭意見陳述の申出をしませんでした。）

- (1) 条例第9条第1項によれば、開示請求ができるのは、「自己に関する」保有個人情報に限られ、このことは死者に関する個人情報でも変わりませんが、死者の個人情報が遺族の個人情報でもあると言える場合は、当該遺族が開示請求をすることができます。
- (2) 死者の個人情報が遺族の個人情報でもあると言える場合とは、例えば、死者である被相続人から相続した財産に係る死者の個人情報、死亡を原因とする遺族の損害賠償請求権を基礎づける死者の個人情報等、死者の個人情報が遺族の個人情報とみなし得るほど、密接な関係がある場合に限られ、これらは、別個の人格の個人情報であっても、自己の権利を基礎付ける事実であること等により、自己の情報と同一とみなし得る関係にあるものです。
- (3) 本件については、原爆放射線に起因する疾病等の遺伝的影響が医学的に確立した見解となっていない状況であり、異議申立人にとって自己の情報とみなし得る関係にあるとは言えず、「自己に関する」情報とは認められません。
- (4) 実施機関が本件のような保有個人情報を開示することは、原爆放射線に起因する疾病等の遺伝的影響が医学的に確立した見解であると認めることになり、行政がこのような立場をとることによる社会的影響は大きく、「自己に関する」情報の判断にも慎重な姿勢が必要です。

5 審議会の判断理由

当審議会としては、慎重に審議した結果、以下のとおり判断します。

- (1) 死者の個人情報に関する開示請求についての基本的な考え方について

ア 条例第9条第1項によれば、「何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる」とされています。開示請求の対象は、「自己に関する」個人情報に限られ、自己以外の個人情報については、本人のために本人に代わって請求する場合（同条第2項）を除き、たとえ配偶者、家族等の個人情報であっても、原則として開示請求することはできません。

このことは死者に関する個人情報にも当てはまりますが、死者の個人情報が請求者である遺族の個人情報でもありと考えられるような場合、及び社会通念上、請求者自身の情報とみなし得るほど、請求者と密接な関係がある情報である場合には、当該遺族が自己の個人情報として開示請求することを認めるべきであると考えられます。（「死者の個人情報に係る開示請求の取扱いに関する報告書」東京都 平成9年3月参照。）

イ そして、死者の個人情報が遺族の個人情報でもありと考えられるような場合とは、例えば、死者である被相続人から相続した財産に係る死者の個人情報、死亡を原因とする遺族の損害賠償請求権を基礎づける死者の個人情報等が考えられます。

また、社会通念上、死者の個人情報が遺族の個人情報とみなし得るほど、請求者である遺族と密接な関係がある情報である場合とは、一般に、親権者であった者が、死亡した未成年の子どもに関する情報を請求する場合等が考えられます。（前記報告書参照。）

以上の基本的な考え方については、実施機関と審議会との間で大きな違いはないものと思われます。

(2) 本件開示請求についての判断

以上の基本的な考え方を前提に本件開示請求について検討します。

ア 死者の個人情報を遺族の個人情報とみなしうるための密接関連性の判断基準

まず、異議申立人が開示請求を行った本件保有個人情報が、社会通念上、遺族である異議申立人の個人情報とみなし得るほど、密接な関係があるかどうかについて検討します。

この点については、請求者と開示請求された保有個人情報の本人との関係、当該個人情報の性格、請求者の権利利益の性格、死者の生前の意思等、諸般の事情を総合的に勘案して、社会通念に照らし慎重に判断するほかないと考えられます。

イ 実施機関の主張に対する判断

実施機関は、「原爆被爆者対策事業概要」及び「原爆放射線の人体影響1992要約版」と題する冊子の記述から、原爆放射線に起因する疾病等の遺伝的影響は、医学的に確立したものであるということとはできない旨主張し、したがって、本件保有個人情報に異議申立人の保有個人情報であるということとはできない旨主張しています。

しかしながら、原爆放射線に起因する疾病等の遺伝的影響が医学的に確立した見解であるかどうかの一事をもって、開示請求の可否に対する判断がなされると解すべきものではなく、もとより医学的に因果関係が100%証明されていなければ、開示請求を認めることができないというものでもありません。したがって、この点に関する実施機関の主張には論理の飛躍があり、これを採用することはできません。

ウ 本件保有個人情報の密接関連性の判断

異議申立人は本件保有個人情報の本人の実子であり、一般に親子の関係は密接な人間関係の最たるものであるといえます。また、本件開示請求の対象は、異議申立人の亡き母親に係る被爆者援護法（以前の原爆医療法）に基づく認定申請書等に関連する文書であり、「被爆者である本人の死去後に、その実の娘が、原爆放射能の（遺伝的）影響を知るために」（異議申立書1頁）開示請求した事案であり、原爆放射能の遺伝的影響について医学的に確定されていなくても、その疑いが否定されたわけではない以上、子として親の医療情報について関心をもつのは当然であると思われます。さらに、生前、本人が開示して欲しくないという意思表示をしていたという特段の事情は認められないこと等の事情を総合的に勘案するならば、本件保有個人情報は、社会通念上、「自己に関する」個人情報であるとみなし得るほど、遺族である異議申立人と密接な関係があるものと考えられます。

したがって、異議申立人による本件開示請求は認められるべきものと考えます。

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断するものです。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別紙のとおりです。

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 2. 3	広社原第108号付け諮問を受理（諮問第2号で受理）
17. 2. 25 （第1回審議会）	審議（事案の概要説明）
17. 3. 14	意見書（異議申立人）の受理
17. 3. 28 （第2回審議会）	審議
17. 4. 19	意見書（実施機関）の受理
17. 4. 27 （第3回審議会）	審議

参 考

広島市個人情報保護審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
井 上 周 子	弁護士
大 平 泰	中国新聞社論説委員
加 藤 高	広島修道大学法学部名誉教授
西 村 裕 三 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授
林 純 子	まちづくり女性トーキングスタッフ（第1期）